

平成29年度(第3回)

五泉市国民健康保険運営協議会議案書 参考資料

	頁
1. 五泉市国民健康保険税条例新旧対照表	1
2. 療養給付費の推移	11
3. 一人当たり療養給付費の推移	12
4. 平成29年度国民健康保険税等収納状況	13

五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
五泉市国民健康保険税条例 平成18年1月1日 条例第108号 第1条・第2条 （略） （課税額） 第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1） <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会</u>	五泉市国民健康保険税条例 平成18年1月1日 条例第108号 第1条・第2条 （略） （課税額） 第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者である者につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u>

計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（2） 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（3） 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.39を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。第14条の6第1項において同じ。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.39を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第15条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第15条において同じ。）以外の世帯 27,100円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条の2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,800円とする。

第6条の4 削除

応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法 （昭和33年法律第192号） 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の4 及び第15条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の4 及び第15条において同じ。）以外の世帯 27,100円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条の2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,800円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第6条の4 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区

第7条・第8条 （略）

（賦課期日）

第9条 国民健康保険税の賦課期日は、7月1日とする。

（徴収の方法）

第10条 （略）

（納期）

第10条の2 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月16日から同月31日まで

第2期 8月16日から同月31日まで

第3期 9月16日から同月30日まで

第4期 10月16日から同月31日まで

第5期 11月16日から同月30日まで

第6期 12月16日から同月25日まで

第7期 翌年1月16日から同月31日まで

第8期 翌年2月16日から同月末日まで

第9期 翌年3月16日から同月31日まで

分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,800円

（2） 特定世帯 4,400円

（3） 特定継続世帯 6,600円

第7条・第8条 （略）

（賦課期日）

第9条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

（徴収の方法）

第10条 （略）

（納期）

第10条の2 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月16日から同月30日まで

第2期 5月16日から同月31日まで

第3期 6月16日から同月30日まで

第4期 7月16日から同月31日まで

第5期 8月16日から同月31日まで

第6期 9月16日から同月30日まで

第7期 10月16日から同月31日まで

第8期 11月16日から同月30日まで

第9期 12月16日から同月25日まで

第10期 翌年1月16日から同月31日まで

2～4 (略)

第11条～第14条の5 (略)

第14条の6及び第14条の7 削除

第11期 翌年2月16日から同月末日まで

第12期 翌年3月16日から同月31日まで

2～4 (略)

第11条～第14条の5 (略)

(徴収の特例)

第14条の6 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によって徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）をそれぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期において、その不足税額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第14条の7 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合にお

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の

いて、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第16条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の

区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,970円

(イ) 特定世帯 9,485円

(ウ) 特定継続世帯 14,228円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,260円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,590円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,970円

(イ) 特定世帯 9,485円

(ウ) 特定継続世帯 14,228円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,760円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,160円

(イ) 特定世帯 3,080円

(ウ) 特定継続世帯 4,620円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,590円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円

(イ) 特定世帯 6,775円

(ウ) 特定継続世帯 10,163円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,900円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,850円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,420円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円

(イ) 特定世帯 6,775円

(ウ) 特定継続世帯 10,163円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,850円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,420円

(イ) 特定世帯 2,710円

(ウ) 特定継続世帯 4,065円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,360円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,740円

第15条の2～第21条 （略）

附 則

1～17 （略）

(イ) 特定世帯 2,710円

(ウ) 特定継続世帯 4,065円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,360円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,760円

(イ) 特定世帯 880円

(ウ) 特定継続世帯 1,320円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,740円

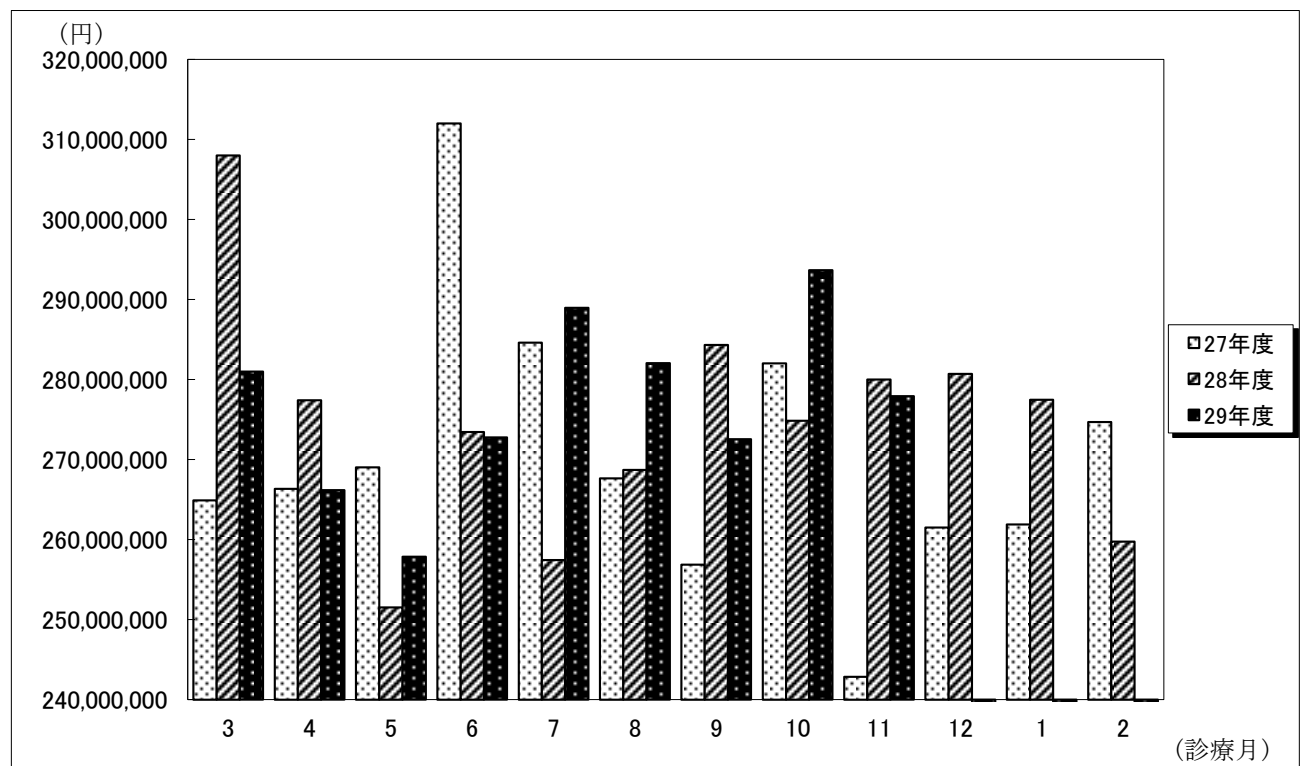
第15条の2～第21条 （略）

附 則

1～17 （略）

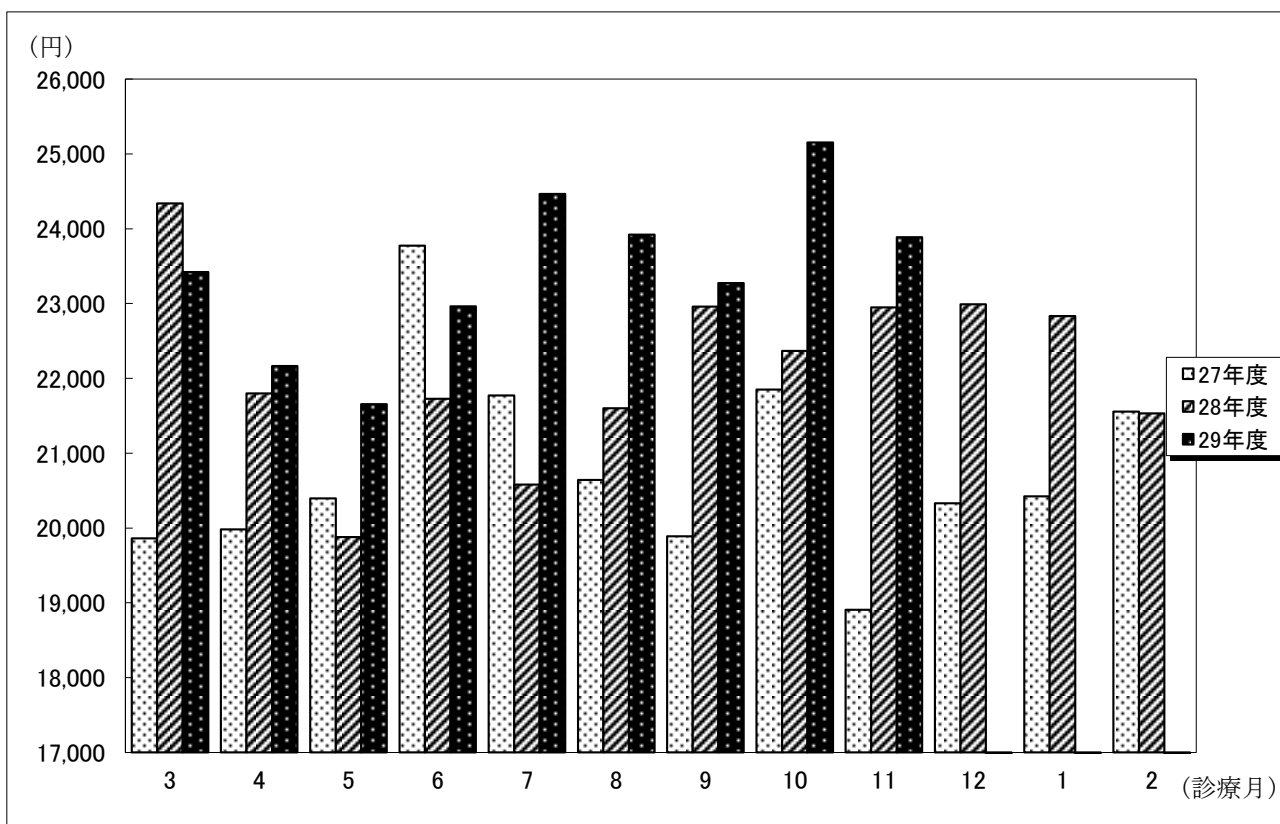
療養給付費の推移(一般分+退職分)

診療月	27年度		28年度			29年度		
	当該月の被保数	金額	当該月の被保数	金額	対前年比	当該月の被保数	金額	対前年比
3	13,337	264,894,417	12,654	308,002,681	116.3%	11,997	281,010,817	91.2%
4	13,330	266,344,761	12,725	277,403,382	104.2%	12,010	266,186,861	96.0%
5	13,190	269,030,892	12,655	251,546,872	93.5%	11,907	257,855,301	102.5%
6	13,124	312,001,448	12,585	273,437,896	87.6%	11,879	272,789,730	99.8%
7	13,074	284,620,405	12,509	257,439,533	90.5%	11,811	288,958,135	112.2%
8	12,966	267,660,020	12,440	268,719,070	100.4%	11,792	282,060,776	105.0%
9	12,915	256,871,085	12,383	284,316,143	110.7%	11,709	272,539,187	95.9%
10	12,907	282,014,388	12,288	274,850,954	97.5%	11,674	293,660,349	106.8%
11	12,844	242,860,605	12,201	280,015,370	115.3%	11,635	277,930,831	99.3%
12	12,863	261,515,646	12,210	280,704,857	107.3%			
1	12,824	261,910,309	12,153	277,482,272	105.9%			
2	12,744	274,704,706	12,063	259,747,240	94.6%			
合計	156,118	3,244,428,682	148,866	3,293,666,270	101.5%	106,414	2,492,991,987	75.7%
平均	13,010	270,369,057	12,406	274,472,189	101.5%	8,868	276,999,110	100.9%



一人当たり療養給付費の推移（一般分＋退職分）

診療月	27年度		28年度			29年度		
	当該月の被保険数	金額	当該月の被保険数	金額	対前年比	当該月の被保険数	金額	対前年比
3	13,337	19,862	12,654	24,340	122.5%	11,997	23,423	96.2%
4	13,330	19,981	12,725	21,800	109.1%	12,010	22,164	101.7%
5	13,190	20,397	12,655	19,877	97.5%	11,907	21,656	109.0%
6	13,124	23,773	12,585	21,727	91.4%	11,879	22,964	105.7%
7	13,074	21,770	12,509	20,580	94.5%	11,811	24,465	118.9%
8	12,966	20,643	12,440	21,601	104.6%	11,792	23,920	110.7%
9	12,915	19,889	12,383	22,960	115.4%	11,709	23,276	101.4%
10	12,907	21,850	12,288	22,367	102.4%	11,674	25,155	112.5%
11	12,844	18,908	12,201	22,950	121.4%	11,635	23,887	104.1%
12	12,863	20,331	12,210	22,990	113.1%			
1	12,824	20,423	12,153	22,832	111.8%			
2	12,744	21,556	12,063	21,533	99.9%			
合計	156,118	249,383	148,866	265,557	106.5%	106,414	210,910	79.4%
平均	13,010	20,782	12,406	22,130	106.5%	8,868	23,434	105.9%



五泉市
平成29年度 市税収納状況

資 料

国民健康保険税

平成29年12月31日現在

科 目		予算現額 円	調定額 円	収 入 済 額		未収入額 円	不納欠損額 円	収納率		
				当月分 円	累計 円			現在%	昨年%	対比%
一般	医療給付費現年分	683,461,000	735,816,126	93,885,964	521,980,635	213,835,491	0	70.94	70.39	0.55
	後期高齢者 支援金現年分	228,310,000	245,836,871	31,437,512	174,381,666	71,455,205	0	70.93	70.38	0.55
	介護納付金現年分	88,469,000	96,790,868	12,513,122	66,804,026	29,986,842	0	69.02	68.43	0.59
	医療給付費滞繰分	33,722,000	213,242,037	3,993,156	27,990,312	185,251,725	0	13.13	12.87	0.26
	後期高齢者 支援金滞繰分	11,512,000	65,177,019	1,303,161	9,046,869	56,130,150	0	13.88	13.52	0.36
	介護納付金滞繰分	6,110,000	36,865,294	763,568	4,490,523	32,374,771	0	12.18	12.67	-0.49
	計	1,051,584,000	1,393,728,215	143,896,483	804,694,031	589,034,184	0	57.74	56.35	1.39
退職	医療給付費現年分	12,878,000	11,798,140	1,366,529	8,625,734	3,172,406	0	73.11	72.53	0.58
	後期高齢者 支援金現年分	4,296,000	3,938,828	460,181	2,879,612	1,059,216	0	73.11	72.51	0.60
	介護納付金現年分	3,899,000	3,930,167	487,735	2,869,709	1,060,458	0	73.02	73.02	0.00
	医療給付費滞繰分	1,435,000	7,575,057	112,626	1,102,446	6,472,611	0	14.55	13.47	1.08
	後期高齢者 支援金滞繰分	432,000	2,150,103	37,367	367,840	1,782,263	0	17.11	15.91	1.20
	介護納付金滞繰分	469,000	2,366,419	39,229	403,876	1,962,543	0	17.07	15.21	1.86
	計	23,409,000	31,758,714	2,503,667	16,249,217	15,509,497	0	51.16	57.69	-6.53
現年課税分計		1,021,313,000	1,098,111,000	140,151,043	777,541,382	320,569,618	0	70.81	70.30	0.51
滞納繰越分計		53,680,000	327,375,929	6,249,107	43,401,866	283,974,063	0	13.26	13.03	0.23
合計		1,074,993,000	1,425,486,929	146,400,150	820,943,248	604,543,681	0	57.59	56.40	1.19

介護保険料

平成29年12月31日現在

科 目		予算現額 円	調定額 円	収 入 済 額		未収入額 円	不納欠損額 円	収納率		
				当月分 円	累計 円			現在%	昨年%	対比%
特徴	特別徴収現年分	1,127,916,000	1,167,466,907	-657,297	769,143,678	398,323,229	0	65.88	67.85	-1.97
	計	1,127,916,000	1,167,466,907	-657,297	769,143,678	398,323,229	0	65.88	67.85	-1.97
普徴	普通徴収現年分	89,871,000	87,866,631	10,931,981	58,888,663	28,977,968	0	67.02	65.66	1.36
	普通徴収滞繰分	3,480,000	18,002,509	547,990	2,951,719	15,050,790	0	16.40	15.11	1.29
	計	93,351,000	105,869,140	11,479,971	61,840,382	44,028,758	0	58.41	57.10	1.31
現年課税分計		1,217,787,000	1,255,333,538	10,274,684	828,032,341	427,301,197	0	65.96	67.69	-1.73
滞納繰越分計		3,480,000	18,002,509	547,990	2,951,719	15,050,790	0	16.40	15.11	1.29
合計		1,221,267,000	1,273,336,047	10,822,674	830,984,060	442,351,987	0	65.26	66.92	-1.66

後期高齢者医療保険料

平成29年12月31日現在

科 目		予算現額 円	調定額 円	収 入 済 額		未収入額 円	不納欠損額 円	収納率		
				当月分 円	累計 円			現在%	昨年%	対比%
特徴	特別徴収現年分	199,110,000	200,007,900	-314,700	128,949,300	71,058,600	0	64.47	65.92	-1.45
	計	199,110,000	200,007,900	-314,700	128,949,300	71,058,600	0	64.47	65.92	-1.45
普徴	普通徴収現年分	104,213,000	108,131,200	20,971,900	72,488,000	35,643,200	0	67.04	66.93	0.11
	普通徴収滞繰分	803,000	3,919,218	210,009	693,137	3,226,081	0	17.69	20.54	-2.85
	計	105,016,000	112,050,418	21,181,909	73,181,137	38,869,281	0	65.31	65.38	-0.07
現年課税分計		303,323,000	308,139,100	20,657,200	201,437,300	106,701,800	0	65.37	66.26	-0.89
滞納繰越分計		803,000	3,919,218	210,009	693,137	3,226,081	0	17.69	20.54	-2.85
合計		304,126,000	312,058,318	20,867,209	202,130,437	109,927,881	0	64.77	65.73	-0.96